

山形県サイエンスインストラクター派遣事業実施要領

1 目的

山形県サイエンスインストラクター派遣事業は、県内において科学の実験教室等科学技術に関する事業を実施する場合に、科学に関する知識・技能を有するサイエンスインストラクター（以下「インストラクター」という。）を派遣し、指導・支援を行うことにより、科学技術の振興と普及を図るとともに、将来の科学技術を担う創造性豊かな青少年の育成を図ることを目的とする。

2 派遣対象事業

- (1) インストラクターの派遣対象事業は、市町村、学校、PTA、公民館、博物館、子ども会等の団体（以下「主催者」という。）が主催する科学の実験教室等科学技術に関する事業で、県が適当と認めたものとする。
- (2) 主催者は、参加者の招集、会場及び事業に必要な諸設備の手配・準備、参加者の安全確保等事業実施に係る諸準備を行うものとする。

3 派遣の申込方法

- (1) インストラクターの指導・支援を受けようとする事業の主催者は、「山形県サイエンスインストラクター派遣申請書」（別紙様式第1号）を原則として派遣を要する日の1か月前までに県に提出するものとする。
- (2) 県は前項の申請書を受理した場合は、その必要性を審査し、適当と認めたときは、派遣者を調整し、決定するものとする。

4 経費の負担

- (1) インストラクターの派遣に要する経費（連絡調整費、旅費、会場借上料、消耗品費ほか科学の実験教室等の開催に係る費用等）については、主催者が負担する。ただし、連絡調整費については派遣者1名につき1,000円を、旅費については県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月10日山形県条例第48号）の規定に準じて一般職の職務にある者に支給される額を基準とする。
- (2) インストラクターの指導・支援を受けた主催者は、速やかに「山形県サイエンスインストラクター実績報告書」（別紙様式第2号）を県に提出するものとする。

5 インストラクターの登録等

- (1) インストラクターは、科学・理科に関する知識・技能を有し、科学技術に係る人材育成に意欲的であると県が認めた者を登録するものとする。
- (2) インストラクターの登録期間は2年とする。ただし、再度登録することを妨げない。
- (3) インストラクターの募集は随時行うこととし、応募は「山形県サイエンスインストラクター登録（新規）用紙」（別紙様式第3号）の提出によるものとする。また、インストラクターへの登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載した「山形県サイエンスインストラクター登録（更新）用紙」（別紙様式第3号）により報告するものとする。
- (4) 知事は、インストラクターから登録の取り消しの申し出があったとき、または、第6条第2項各号の規定を遵守しなかった場合などインストラクターとしての活動ができなくなったと認められるときは、登録を取り消すことができる。
- (5) 知事は、インストラクターに対し、本事業の目的及び内容並びに指導上の留意点についての周知徹底と事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて研修会を開催するものとする。

6 インストラクターの責務

- (1) インストラクターは、主催者からの依頼に応じて、科学に関する実験、講演及びこれらに伴うテキストの準備を行うものとする。
- (2) インストラクターは、指導・支援を行うに当たり、次の各号を遵守しなければならない。
 - ① 職務上知りえた秘密を守ること。
 - ② 一般に認められていない説を流布してはならない。
 - ③ 商品の宣伝、団体等への勧誘など本来の指導・支援とは無関係な行為を行ってはならない。
 - ④ この要領による活動のほか、知事の承諾を得ずに「山形県サイエンスインストラクター」を標榜した交渉、指導等の活動を行ってはならない。
 - ⑤ その他、インストラクターの信頼を失う行為を行ってはならない。

7 実施機関

本事業の業務は、産業技術イノベーション課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

山形県サイエンスインストラクター派遣申請書

年 月 日

産業技術イノベーション課長 殿

《申請者》

所在地

名 称

代表者氏名

連絡先 TEL

FAX

E-mail

担当者

山形県サイエンスインストラクター派遣事業実施要領第3条第1項の規定により、下記のとおりサイエンスインストラクターの派遣を申請します。

なお、同要領第2条第2項及び第4条第2項の規定を遵守します。

記

開催希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	第2希望	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
開催場所	名 称		
	所 在 地		
	電 話		F A X
	形 態	・ホール ・体育館 ・教室 ・屋外 ・その他 ()	
	使用可否	・電源 ・水道 ・ガス	
実験教室等の名称 と 開 催 趣 旨	名 称		
	趣 旨		
希望する実験等の 内 容 (インストラクターに要 望したい事項等も含 む。)	形 態	・実験中心 ・講演中心 ・野外観察 ・その他 ()	
	※できるだけ具体的に記入してください。(内容を表している資料の添付でも可)		
参加予定人数	総数	人 (内訳：未就学児童 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 保護者 人 その他 人)	
傷害保険の契約予定	・新たに個別契約 ・既存加入保険の適用		
予 算 額	①材料費	円	
	②インストラクター経費 (旅費・連絡調整費)	円	
	③その他	円	
その他特記事項			
希望するインストラ クターの人数	※具体的に希望するインストラクターがいる場合は、氏名をお書きください。		
派遣インストラクター ※この欄には記入しないでください。			

※ 派遣決定通知について、担当者住所など申請者所在地以外への送付を希望する場合、その他特記事項の欄に送付先を記載してください。

山形県サイエンスインストラクター実績報告書

年 月 日

産業技術イノベーション課長 殿

《申請者》

名 称

代表者氏名

山形県サイエンスインストラクター派遣事業実施要領に基づき、次のとおり報告します。

記

インストラクター 氏 名		
実 施 場 所	名 称	
	所 在 地	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
実験教室等の名称		
参 加 人 数	総数 人 (内訳：未就学児童 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 保護者 人 その他 人)	
材 料 費 総 額		
実施した実験等の 内 容		
※実験内容が把握可能な資料がある場合は、当該資料を添付し、本項目の記載を省略可能		
その他 (感想・反省点・提言等)		

※ 実施状況を確認できるスナップ写真または、デジタル画像ファイルを2枚程度添付（または送付）してください。（サイエンスインストラクターが写っている写真を必ず含めてください。）

※ 報告いただいた写真は県ホームページに掲載する場合がありますので、ご了承ください。

山形県サイエンスインストラクター登録（新規・更新）用紙

年 月 日

氏名（ふりがな）	()
生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男・女
住 所	〒 - TEL: () FAX: () E-mail:
勤 務 先 等	会社名（学校名）等： 部署・職名（学年） 住所：〒 - TEL: () FAX: ()
活 動 内 容	○ サイエンスインストラクターとして御協力いただける分野・形態に○を付けてください。（該当するものすべてに○を付けてください。） 分野： 1 物理 2 化学 3 生物 4 地学 5 その他 () 形態： 1 実験 2 工作 3 演示実験 4 講義・講演 5 野外観察 6 その他 () ○ 御指導いただける具体的内容等ありましたら、お書きください。
活 動 可 能 日	サイエンスインストラクターとして活動が可能な日に○を付けてください。（該当するものすべてに○を付けてください。） 1 平日 2 土曜日 3 日曜日 4 その他 ()
特 記 事 項	科学に関する実験の指導や講演等の活動経験、学校等での教員経験、応募の動機、派遣先の条件、質問、意見など、自由にお書きください。

※ 県からインストラクターへの連絡は、原則としてE-mailにより行いますので、E-mailアドレスは必ず記入してください。

提出先：山形県 産業技術イノベーション課 科学技術振興担当
〒990-8570 山形市松波2-8-1